

陳情の取扱い変更について

別添資料 1

議会基本条例では、「県民から提出された陳情を、県民の政策提案と受け止め」としており、その趣旨に沿うよう、すべての陳情の受理を行うが、次の2項目について、陳情の取扱いを変更し、委員会審査の更なる充実と円滑化に資する。

1 陳情の委員会付議について

(1) 委員会に付議しない項目について

審査の充実と円滑化を図るため、下表のとおり、委員会に付議しない項目を追加する。

委員会に付議しない項目	内 容
①公序良俗違反	公の秩序又は善良の風俗に反するもの
②秘密の暴露	公益上の必要なく、個人の私生活の秘密が明らかとなるもの
③名誉毀損	公益上の必要なく、個人又は団体の名誉を毀損し、又はその社会的信用を失墜させるもの
④係争事件	係争中の案件等であって、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
⑤職員処分	職員の身分に関し、人事上の処分を求めるもの
⑥既決案件	議決のあった請願又は陳情と同一趣旨のものであって、その後の状況に特段の変化がないもの
⑦権限外	県の公益に関係しないもの
⑧その他	上記のほか、委員会の審査になじまないもの
⑨域外住所 【現在付議対象外】	県内に住所（法人はその所在地）を有しない陳情者から提出されたもの

(2) 委員会に付議しない陳情の決定について

委員会に付議しない項目に該当すると考えられる場合は、議長が公正な機関に諮問し、答申に基づき議長が決定することとする。

(3) 委員会に付議しない陳情の取扱いについて

現在の域外住所からの陳情の取扱いと同様、写しを本会議において配付することとする。

2 陳情の受付期限について

審査の充実と円滑化を図るため、陳情の受付期限を設ける。その期限は、付託日の休日を除く2日前とし（ただし、議長が必要と認めた場合を除く）、公正な機関で協議を行う時間を確保する。